

会 議 録

平成30年度第10回宮古島市教育委員会（定例会・臨時会）

日 時	平成31年1月24日（木） 開会：午後2時15分 閉会：午後4時6分
場 所	城辺庁舎2階インキュベート室
出席委員名	教育長 宮國 博 教育長職務代理者 野原 敏之 委員 池間 雅昭 委員 中尾 忠彦 委員 渡久山 ひろみ
欠席委員名	
説 明 員	学校規模適正化対策班長 上地 誠賢 学校教育課長 砂川 修 学校教育課補佐兼学務係長 下地 洋子 学校教育科学務係 与座 靖人 学校教育課指導主事 與那覇 正人 平良図書館長 湧川 博昭 平良図書館補佐兼奉仕係長 渡久山 博和 平良図書館資料係長 奥平 知恵美
事務局員	教育部長 下地 信男 生涯学習部長 下地 明 教育総務課長 下地 美明 教育総務課総務係長 池村 達明
欠席事務局員	

議案等	件 名	結 果
承認事項	会議録署名委員の指名について	承認
報 告	会議録の承認について（平成30年度第9回定例会） 教育長報告	-
議案第37号	城辺地区統合中学校の校名について	可 決
議案第38号	宮古島市立学校設置条例の一部を改正する条例の議案提出依頼について	可 決

議案第39号	宮古島市就学援助事務取扱要綱の一部改正について	可	決
議案第40号	宮古島市立小学校及び中学校に通学する児童生徒の通学指定校の変更に関する規則の全部改正について	可	決
議案第41号	宮古島市部活動及びスポーツ少年団等の在り方に係る方針について	承	認
議案第42号	宮古島市未来創造センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の議案提出依頼について	可	決
その他	夏季休業中の学校閉庁日の設定について		—

備	考		
---	---	--	--

会 議 録

教育長	これより、平成30年度第10回定例教育委員会を開催します。 本日は全員出席です。
教育長	それでは、日程第1 会議録署名委員の指名であります。本日の会議録署名委員に、野原敏之委員を指名します。よろしく願い致します。
教育長	次に、日程第2 承認事項 会議録の承認となっております。 平成30年度第9回定例会の会議録です。しばらく時間をおきますのでご確認をお願いします。 (質疑なし)
教育長	平成30年度第9回定例会会議録については承認といたします。 続きまして日程第3 教育長報告となっております。事務局より報告をお願いします。
教育総務課長	※別紙 教育長報告（本日までの主な経過報告）について読み上げて報告。
教育長	教育長報告について、詳細・内容等について確認したいことなどがありませんでしたらお願いします。 (質疑なし)
教育長	次に、日程第4 議案第37号 城辺地区統合中学校の校名について、説明をお願いします。
学校規模適正化対策班長	日程第4 議案第37号 城辺地区統合中学校の校名について、策定委員会の経過報告と説明。
教育長	事務局の説明が終わりました。委員の皆さんの意見をお願いします。 (異議なし)

教育長	議案第37号 城辺地区統合中学校の校名について、原案のとおり可決してよろしいですか。
	(異議なし)
教育長	議案第37号は可決と致します。 次に、日程第5 議案第38号 宮古島市立学校設置条例の一部を改正する条例の議案提出依頼について説明をお願いします。
学校規模適正化対策班長	議案第38号 宮古島市立学校設置条例の一部を改正する条例の議案提出依頼について、読みあげて説明。
教育長	説明が終わりました。意見のある方はお願いします。
	(質疑なし)
教育長	議案第38号 宮古島市立学校設置条例の一部を改正する条例の議案提出依頼について、原案のとおり可決してよろしいですか。
	(異議なし)
教育長	議案第38号は可決と致します。 次に、日程第6 議案第39号 宮古島市就学援助事務取扱要綱の一部改正について説明をお願いします。
学校教育課長	議案第39号 宮古島市就学援助事務取扱要綱の一部改正について、提案理由等読みあげて説明。
学校教育課下地補佐兼係長	議案第39号 宮古島市就学援助事務取扱要綱の一部改正について、改正内容等説明。
教育長	説明が終わりました。質問のある方はお願いします。
中尾委員	2点質問なんですが、1点目は、認定通知書の写し等がいらなくなっただけということ、手続きの簡素化をしたということですね。これを無くしたことによって様式の変更などはあるんですか。
学校教育課下	これについての説明が抜けておりました。資料の8ページに改

地補佐兼係長

正した様式をのせております。

中尾委員

この様式をもって判断可能と言うことですね。もう1点ですが、要保護世帯の人はこの申請はいらぬと言う認識でよろしいですか。

学校教育課下
地補佐兼係長

要保護世帯については、福祉部生活福祉課、生活保護費の方で入学準備金についてはありますので、そちらで対応しますから入学準備金については準要保護のみとなります。

教育長

しばらく休憩します。

(休憩：午後2時48分)

教育長

再開します。

(再開：午後2時53分)

議案第39号 宮古島市就学援助事務取扱要綱の一部改正について、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なし)

教育長

議案第39号は可決と致します。

次に、日程第7 議案第40号 宮古島市立小学校及び中学校に通学する児童生徒の通学指定校の変更に関する規則の全部改正について説明をお願いします。

学校教育課長

議案第40号 宮古島市立小学校及び中学校に通学する児童生徒の通学指定校の変更に関する規則の全部改正について説明。

教育長

説明が終わりました。意見のある方はお願いします。

中尾委員

第3条の運用基準について、詳しく教えてください。

学校教育課学
務係 与座

別紙資料「宮古島市立小学校及び中学校に通学する児童生徒の通学指定校の変更に関する運用基準」を配付し説明。

教育長

議案第40号 宮古島市立小学校及び中学校に通学する児童生徒の通学指定校の変更に関する規則の全部改正について、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なし)

教育長

議案第40号は可決と致します。

次に、日程第8 議案第41号 宮古島市部活動及びスポーツ少年団等の在り方に係る方針について説明をお願いします。

学校教育課長

議案第41号 宮古島市部活動及びスポーツ少年団等の在り方に係る方針について、読みあげて説明。

教育長

説明が終わりました。意見のある方はお願いします。

池間委員

スポーツ少年団の数はいくつぐらいあるんですか。

学校教育課與
那覇指導主事

数については現在把握できていませんが、小学校でやっている部活動は学校所属ではなく全てスポーツ少年団になります。中学校は校長先生の方である程度把握と管理が出来るんですが、小学校は学校に所属していないのでなかなか把握と管理が難しいということで方針を作成してほしいと言われていましたので、今回策定致しました。

中尾委員

スポーツ少年団という学校から独立した組織に、学校長が指針を示しなさいと言う話ですよ。この中で、学校長は毎年度学校の部活動及びスポーツ少年団に係る活動方針を策定及び公表するとありますが、スポーツ少年団に対して縛りはないという事ですか。

保護者の一人として言うと、やっぱり帰りが遅いんですよ。それを校長先生に話すと、自分たちの管轄ではないから縛れないんですよ、あくまでも代表者が決めることだからと言う返事が返ってくるんです。なのでこれを出すことによって縛れるのかと言うのを明確にしてほしいという思いがあります。

学校教育課與
那覇指導主事

小学校に在籍している子どもたちが所属するスポーツ団には、校長先生からこういう決まりがあるので守ってくださいというのは言えるようになると思います。今回、間に合わなかったんですが、中体連の先生方から指摘を受けて、体育館の借用基準みたいなものも作った方が良くと言われていましたので、そのあたりもまとめていきます。

学校教育課長

これまでも、子どもたちが関わっているので教育的配慮から校長は外部指導者に対しても指導はしてきたんですが、教育委員会からのはっきりしたものがなかったのでなかなか徹底できないというところがあって、今回の策定となりました。

教育長

では、議案第41号 宮古島市部活動及びスポーツ少年団等の在り方に係る方針について、承認してよろしいですか。

(異議なし)

教育長

議案第41号は承認と致します。

次に、日程第9 議案第42号 宮古島市未来創造センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の議案提出依頼について説明をお願いします。

平良図書館長

議案第42号 宮古島市未来創造センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の議案提出依頼について説明。

教育長

説明が終わりました。意見のある方はお願いします。

(質疑なし)

教育長

議案第42号 宮古島市未来創造センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の議案提出依頼について、可決してよろしいですか。

(異議なし)

教育長

議案第42号は可決と致します。

次に、日程第10 その他 夏季休業中の学校閉庁日の設定について説明をお願いします。

学校教育課長

夏季休業中の学校閉庁日の設定について、読みあげて説明

教育長

以上をもちまして本日の日程はすべて終了しました。これで第10回定例会を閉会とします。お疲れ様でした。

教育長 宮 田 隆 

会議録署名委員 野原 敏之 